

# 新型コロナウイルス感染症に係る協議事項について

(第 10 回黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(4/17)での決定事項)

## 黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部

4月 16 日に、新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことから、本日第 10 回黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、以下の対応事項について決定した。

### 協議結果について

#### (1) 市内公共施設について

原則、4月 18 日(土)から 5月 6 日(水)までの期間、休館とする。

ただし、公園内の芝生広場や園路等は除く。

※図書館は貸出業務、住民票発行業務等のみ行う。

※若栗公民館及び東布施公民館の簡易郵便局は行う。

#### (2) 市内小中学校について

11 校すべてにおいて、休業期間を「4月 23 日(木)まで」から「5月 6 日(水)まで」に延長する。

スポーツ少年団活動及び中学校部活動についても同様に休止とする。

#### (3) 放課後児童クラブについて

市内小中学校の休業期間である 5月 6 日(水)まで、教職員、施設利用の協力を前提として、全日運用する。(土日、祝日は休み)

対象児童は、小学校 1 年生から 3 年生までの放課後児童クラブ登録者及びそれ以外の小学校 1 年生から 3 年生までの家庭での養育が困難な児童とする。

なお、当該放課後児童クラブの児童、保護者、教職員、指導員等が感染した場合は、その翌日から、当該放課後児童クラブを休業とする。

#### (4) 保育所、こども園、幼稚園について

自宅保育を希望する方は、それを可とする期間を「4月 23 日(木)まで」から「5月 6 日(水)まで」に延長する。

なお、当該保育所等の園児、保護者、保育士等が感染した場合は、その翌日から、当該保育所等を休業とする。

※その他事項については、これまで決定した方針どおりとする。